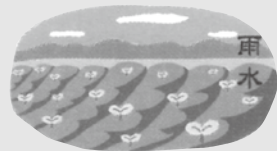


農地転用には許可が必要です！

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。



農地を農地以外に転用する場合は…

農地を転用するときは、転用許可を受けなければなりません。農地転用とは、住宅や工場、店舗等の建物敷地、資材置場、駐車場、進入路、山林等農地以外の用地に転換することです。

なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用になります。



もしも、許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

この許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可申請の計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止、原状回復等の命令がなされる場合があります。また罰則の適用もあります。

違反転用に対する処分・罰則が強化されています！

違反転用 違反転用における回復命令違反

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金

農地を農地以外に利用したいときは農地法の許可を必ず受け、トラブルが起こらないようにしましょう！
詳しくは、地域の農業委員もしくは築上町農業委員会事務局にご相談ください。

問い合わせ先：築上町農業委員会事務局 ☎52-0001(内線280・281)

「米のエタノール化事業で過疎対策を」国に提言

築上町は、平成22年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法（新過疎法）により過疎地に指定されました。

これまで、過疎地の振興策として、企業誘致や地域振興作物の産地形成、また資源循環型農業の推進等を積極的に行ってきましたが、まだ十分ではありません。

そこで、新たな産業を興すという視点で、かねてから研究を続けている「米によるバイオエタノール生産」に注目し、平成23年度において、事業化の実現に向けた「政策提案書」の取りまとめを進めてきました。

一般に、米のバイオ燃料化の議論では食糧生産と競合すること、あるいは飢餓人口を抱える中で行うことは問題があるとの指摘があります。また食べ物を燃料にすることへの抵抗感が拭いきれないこともあります。

しかし、エタノール原料米の生産は、生産調整田や耕作放棄地、転作に向かない湿田等を有効活用できます。また、過疎地域の重要な資源である「水田」を有効活用することは、過疎地域の振興につながるだけでなく、水田の多面的機能の維持による国土保全と、不測の事態に備えた食料生産基盤の維持に寄与します。

この度、平成24年1月に「バイオ燃料（米エタノール化）による過疎地域活性化に関する提案書」が完成し、1月末から2月初めに、関係省庁（農水省・経産省・総務省等）や関係機関（民主党本部、全国過疎連盟等）に、過疎地域の経済的振興や水田機能の維持のため、エタノール生産を事業化したいという築上町の思いを込めて提案書を提出しました。

政府がエネルギー政策についてビジョンを示し、事業化できるよう制度を整備すれば、本町としてはバイオエタノール生産に取り組みたいと考えています。

※「バイオ燃料（米エタノール化）による過疎地域活性化に関する提案書」の本文（PDFファイル）をホームページに掲載しています。

問い合わせ 産業課 資源循環係（内線273）